

# 令和6年第2回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月10日（月曜日）

## ◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2 請願 第 2 号	厳しい農業情勢を開拓する改正基本法と関連法案を求める請願書 (請願審査報告)
日程第 3 陳情 第 5 号	地方財政の充実・強化に関する陳情 (陳情審査報告)
日程第 4 陳情 第 6 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた陳情 (陳情審査報告)
日程第 5 陳情 第 7 号	2024年度北海道最低賃金改正等に関する陳情 (陳情審査報告)
日程第 6	一般質問
日程第 7 意見書案 第 2 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第 8 意見書案 第 3 号	厳しい農業情勢を開拓する改正基本法と関連法案を求める意見書
日程第 9 意見書案 第 4 号	地方財政の充実・強化に関する意見書
日程第 10 意見書案 第 5 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
日程第 11 意見書案 第 6 号	2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第 12	議員の派遣
日程第 13	委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 (議会運営委員会及び各常任委員会)
日程第 14	会期中の閉会

## ◎出席議員（8名）

1番 小笠原 玄記君	2番 後藤 孝夫君
3番 岩井 明君	5番 藤田 博規君

6番 大崎英樹君  
8番 坂口尚示君

7番 大谷友則君  
9番 中村純也君

◎欠席議員（1名）

4番 杉野好行君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	按田武君
副町長	菅原裕一君
教育長	中川直幸君
農業委員会長	井上睦男君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	熊谷雅美君
企画課長	小野直人君
住民課長	加藤さおり君
福祉課長	鏑木政洋君
産業課長	斎藤学君
施設課長	山崎勝巳君
農業委員会事務局長	林谷一徳君
教育委員会教育課長	森直史君
総務課参事	江口孝君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	山田良則君
庶務係長	三島佑里奈君

午前10時00分 開議

### ◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 諸般の報告

- 中村議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。  
事務局長に諸般の報告をさせます。  
山田事務局長。
- 山田事務局長 諸般の報告を申し上げます。  
4番杉野好行議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。以上です。
- 中村議長 これで、諸般の報告を終わります。

### ◎ 会議録署名議員の指名

- 中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番大谷友則議員及び8番坂口尚示議員を指名します。

### ◎ 請願第2号

- 中村議長 日程第2 請願第2号、厳しい農業情勢を開拓する改正基本法と関連法案を求める請願書の件を議題とします。  
本件について、委員長の報告を求めます。  
岩井産業厚生常任委員長。
- 岩井産業厚生常任委員長 請願審査報告書。  
本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。  
記。

- 1、請願受理番号。請願第2号。
- 2、付託年月日。令和6年6月7日。
- 3、件名。厳しい農業情勢を開拓する改正基本法と関連法案を求める請願書。
- 4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。
- 5、委員会の意見。昨今の世界情勢を踏まえて輸入に頼らない国内の農業生産の増大

が求められているとともに、価格形成においては消費者への理解醸成を前提に国が負担し生産コスト上昇分を価格に転嫁する必要がある。また、生産基盤の維持・強化に向けた農振法整備やスマート農業推進に係る予算確保など生産現場に寄り添った施策が求められている。更に不測時の食料確保にあっては農業者等への罰則を設けることとしているが、十分な内容が説明されていない。このため将来にわたり持続可能な農業の発展を図り生産現場の厳しい経営状況を開拓する改正基本法や関連法案とすることは、本町の地域経済を守るためにも必要であることから願意妥当とするものである。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

## ◎ 陳情第5号

●中村議長 日程第3 陳情第5号、地方財政の充実・強化に関する陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

- 1、陳情受理番号。陳情第5号。
- 2、付託年月日。令和6年6月7日。
- 3、件名。地方財政の充実・強化に関する陳情。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。現在、地方自治体では、急激な少子・高齢化にともなう、社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。このため、生活に密着した公共サービスの確保と地域経済の活性化を図るために、小規模自治体に配慮した地方財政予算を安定的に確保することは必要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

## ◎ 陳情第6号

●中村議長 日程第4 陳情第6号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第6号。

2、付託年月日。令和6年6月7日。

3、件名。義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた陳情。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。教育の機会均等・教育水準の最低保障を担保するため、義務教育費国庫負担制度の堅持や義務教育費国庫負担金負担率の復元、30人以下学級の実現、保護者負担の解消、さらには地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進に係る予算の確保・充実は、未来を担う子どもたちを教育する上で重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第6号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

## ◎ 陳情第7号

●中村議長 日程第5 陳情第7号、2024年度北海道最低賃金改正等に関する陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

岩井産業厚生常任委員長。

●岩井産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第7号。

2、付託年月日。令和6年6月7日。

3、件名。2024年度北海道最低賃金改正等に関する陳情。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。雇用労働者のうち非正規労働者が占める割合が高い北海道においては、地域経済の底上げや社会保障制度の維持・充実のためにも賃金体系改善は喫緊の課題である。また、北海道の最低賃金は、依然として地域別最低賃金の全国平均を下回る状況にあり、北海道地方最低賃金審議会の答申書に表記されている最低賃金額についても全国平均を下回る答申となっている。このため、北海道における最低賃金を大幅に引き上げることは、本町の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第7号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

## ◎ 一般質問

●中村議長 日程第6 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順1、7番大谷友則議員、御登壇願います。

大谷議員。

●7番大谷議員 学校図書館に学校図書館司書教諭等の配置についてということで御質問させていただきます。

この春から小中併設校舎が完成し、利用が始まり、併設校舎の図書館も充実し、明る

く環境もよくなりました。豊頃町名譽町民の宮口氏や民間の杉村商店からも浄財が寄附され、学校図書館の蔵書数が増えていきますが、児童生徒が図書館を身近なものとして親しんで利用してもらわなければなりません。そのためには専門的な知識を持っている図書館司書教諭等の指導によって図書館利用の普及に努めるべきと考えます。児童たちの中には、どんな本があって、どんな本を読めばよいのか分からぬ状態にある児童もいると思います。そのためには相談できる図書館司書教諭等の配置を考えなければなりませんが、教育長はどのようにお考えなのか伺います。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 御答弁申し上げます。

議員からの御質問の中にありましたように、この度、図書購入に対しまして、多額の御寄附をいただきました。その皆様の思いをしっかりと受け止め、子供たちの読書環境の充実に努めていかなければならないと思っております。

また、本年4月からの豊頃小学校、豊頃中学校の併設校舎では、小中学生が利用する図書館が明るく快適な場所として整備されました。一人でも多くの児童生徒に利用されるように努めてまいりたいと思っております。

学校図書館司書教諭等の配置についてありますが、学校図書館法の中で学校図書館に携わる職種として、司書教諭と学校司書が定められております。司書教諭につきましては、教員免許と司書教諭資格を有する教諭とされ、学校図書館について専門的な立場で業務に関わることとなっております。

また、学校司書につきましては、採用条件として司書資格などを付すことがあっても必須の資格要件ではなく、業務内容についても、図書館運営に関わる協力、補佐的な立場で関わる位置づけとなっているところであります。

司書教諭及び学校司書、いずれの職種も町内小中学校には配置となっておりません。一方、各学校では、学校図書の担当教諭を選任しております、毎年度、町立図書館職員と選任された学校図書の担当教諭による担当者会議を開催しており、町立図書館の利用方法、町立図書館と学校図書館との連携、各学校の要望事項など、相互の図書館利用、児童生徒の学習支援などについて、協議を行いながら取り組んでいるところであります。

今後とも、町立図書館と学校図書館の連携を密に、児童生徒の読書活動の充実、図書館利用などについて進めてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

●中村議長 大谷議員。

●7番大谷議員 学校図書館司書教諭等の配置は配置義務なのか、設置目標なのか、努力目標なのか、いずれですか。

図書館司書教諭等については交付税措置されているようですが、使途については各自治体の裁量であります。学校図書館司書教諭は12学級になると設置が必要であります、今、本町においては小中学を合わせても9学級でありますから、設置の必要はありません。しかし、設置によるメリットがいろいろ言われています。設置により貸出冊数が増える、本を読むことによる言語力や言葉を覚える能力が増え、心の安定や学力向上に効果が見られるなどありますが、今、自分はどんな本を読むべきかなど、いろいろ疑問を持っている児童生徒がいますので、図書館司書教諭等の配置をすべきと考えますが、教育長の考えをお聞かせ願います。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 学校図書館法において、司書教諭は12学級以上の学校には必ず置かなければならぬと義務づけられているところであります。また、学校司書につきましては、司書に関わる報酬額を、議員からもありましたように交付税の基準財政需要額として参入されているところであります。本町の現状につきましては、12学級以上の小中学校はありませんので、先ほど申し上げましたとおり、司書教諭は未配置であり、学校司書についても配置はないところであります。

子供にとって読書活動は、読解力や創造力、思考力、表現力等を養うために重要であることは十分認識しているところであります。教育委員会といたしましては、その支援策として、町立図書館と学校図書館の連携を進めているところであり、図書館バスや団体貸出で訪問した際には、図書館職員が児童生徒の選書支援を行っているところであります。

また、昨年度からは、町内小中学校に図書館システムの導入を進めているところであり、学校図書館内の書籍全てにバーコードを貼り付け、貸出業務や蔵書検索など簡便にできるように整備し、学校図書館の利便性を高めているところであります。その際の登録作業については、資料の分類やバーコードの添付、配架整理などは町立図書館の職員が作業を行っており、学校図書館の支援に努めているところであります。なお、豊頃小学校では4,423冊、豊頃中学校では5,206冊を既に登録済みでございます。今年度につきましては、大津小学校で約3,700冊を登録する予定となっております。

今後も学校と連携を取りながら、児童生徒の読書意欲の喚起につなげるため、学校図書の整備や図書活用の支援について推進してまいりたいと思っております。

以上であります。

●中村議長 大谷議員。

●7番大谷議員 今、IT化が進んで、児童生徒の環境も大きく変化しています。児童生徒のインターネット利用時間が問題になっています。中学生で4時間半超、小学生で3時間半超と長きにわたり動画の視聴の時間に費やされています。そのため、九九が言

えない、繰り上げ、繰り下げの計算ができないなどの影響も出ているようありますから、このことからも本を読む環境を整える必要があります。図書館司書教諭等により、きっかけづくりを進めるべきと考えますが、教育長はどのように考えますか。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 児童生徒のインターネット利用時間につきましては、毎年実施されております全国学力学習状況調査において、SNSや動画視聴を行う時間が長いほど、各教科の正答率が低くなる傾向があることが分析結果で指摘されております。その相関関係につきましては、さまざまな検証があるところでありますが、町内小中学校においては、スマホやタブレット、ゲーム機器類の使用時間について、保護者が管理することや、家庭学習の時間確保について、各家庭にお願いをしているところであります。

その一方で、社会のデジタル化やGIGAスクール構想など、子供たちには情報活用能力が求められているところであり、本町の児童生徒についても、一人一台タブレットを貸与し、授業や家庭学習に活用しているところであります。

今後、デジタル社会に対応した新たな読書活動の支援策として、電子書籍が注目されており、オンラインで貸出サービスをすることにより、時間と場所を選ばずに本に親しむメリットがあると言われております。今後は、紙媒体とデジタル、それぞれの書籍を活用した読書支援についても検討したいと考えております。

以上です。

●中村議長 大谷議員。

●7番大谷議員 これだけ住民の浄財が集まつてくるということは、住民の期待が大きいわけでありますから、期待に応えるべきではないかと考えますが、いかがですか。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 ただいま議員からお話がありましたように、多額の浄財をいただき、図書の購入ということで、非常にその読書環境の整備、これを進めていかなければならぬと冒頭申し上げましたとおりでございます。その上で、やはり図書館の職員体制、これが一番重要になってくるのかなというふうに思っておりまして、先ほどお話させていただきましたように、図書館の職員体制を充実し、学校図書館との連携、これを進めていくことによって、子供たちの読書環境につなげていくと、こういうことで考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

●中村議長 大谷議員。

●7番大谷議員 以上で終わります。

●中村議長 通告順2、3番岩井明議員、御登壇願います。

岩井議員。

●3番岩井議員 3番、日本共産党の岩井明でございます。

私は消滅可能性自治体等についてお伺いいたします。

民間の有識者会議「人口戦略会議」は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が昨年12月に公表した「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」、これから2020年と2050年の自治体別の20歳から39歳の女性人口を抜き出して、2050年推計が2020年より半減している自治体は「消滅可能性自治体」と定義しております。これは2014年に公表された「日本創生会議」の「消滅可能性都市」（増田レポート）と同じ試算方法。当時の報告書は、「『若年女性人口』は人口の『再生産力』を示す指標」とし、「若年女性が50パーセント以上減少すると、出生率が上昇しても人口維持は困難」などとしていました。これに対して20歳から39歳の男性人口を人口戦略会議と同様に社人研の推計人口から抜き出したところ、2020年から2050年で若年男性が半減する市町村が726あることが分かりました。このうち672自治体は「若年女性人口」も半減しております。つまり消滅可能性自治体のほとんどは、男女ともに若年人口が減少しており、「若年女性」だけに人口減少の責任を押し付けることは無理があるということです。

以上の観点から、本町も消滅可能性自治体として新聞紙上に公表されたこともあり、今後の人口減少対策等を含む町づくり対策等について町長の見解をお伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 御答弁をさせていただきます。

議員おっしゃる消滅可能性自治体に関わる推計人口については、昨年12月に国立社会保障・人口問題研究所が「日本の地域別将来推計人口」を公表し、また、本年4月には、民間有識者で構成される「人口戦略会議」が、その推計値から全国の消滅可能性自治体を公表したというところかなと、そのように思ってございます。

この消滅可能性の定義につきましては、2020年から2050年までの30年間で、20歳から39歳までの「若年女性人口」が50パーセント以上減少する自治体が対象となり、全国の約4割の自治体が該当すると分析されておりますけれども、本町も「若年女性人口」が53.5パーセント減少すると推計され、「消滅可能性自治体」とされております。

また、議員の御指摘の同じ年齢帯の若年男性人口につきましても、本町では43.2パーセント減少するとされており、推計では男女とも若年人口が減少する推計となっているところでございます。

国全体で人口が減少していくという時代を迎えまして、この人口減少問題、そして「消滅可能性自治体」などの課題につきましては、単に「若年女性人口」の減少に起因するというものではなく、地方創生など、これまでの国の取組を検証し、都市部への人口

の一極集中を是正するための抜本的な対策が必要であると、そのように考えております。

1980年から2020年までの過去40年間で、全国の約半数の自治体で「若年女性人口」が50パーセント以上、既に減少しているということからも、今後30年間の推計から定義した自治体のこの消滅可能性という表現につきましては、どこまで実態に即しているかというのは、甚だ疑問であると私も思っておりまして、地域の方に過度な不安を高めているのではないかと思うところでもあります。

いずれにいたしましても、本町も精魂を入れて、この人口減少対策を取り組んでおりますし、また、それぞれの市町村独自に人口減少対策、取り組んでいるというところでございます。持続可能な地域づくりを目指すため、この公表内容等に振り回されることなく、今後も定住、そして移住政策をはじめ、子育て支援そして高齢者福祉の充実、地域の産業、経済の活性化など、時代に即した地域に密着した各政策を取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

●中村議長 岩井議員。

●3番岩井議員 全くそのとおりだと思うのですけれども、この減少というのは、私も豊頃に来て四十数年たつのですけれども、その間に建築、土木、その他繁栄していたものが、一気に今の二千何人、約半減近くまで来たわけです。その中でも、この豊頃町は、私にとっては結構過ごしやすいところとして、豊頃町で仕事、主にあまりやっていなくて、豊頃町から出て、他の町村、市などで仕事していたわけです。そのときに一番考えたのは、他町で働いても、豊頃町って人間関係でかなり住みやすいところだなと、こういうふうに思って、一人で来て、今、7人か8人、家族になっているのですけれども、これから先、非常に不安だと、そういうふうに言わざるを得ないです。これも歴代の自公政権による地域切り捨ての経済施策のもと、人口減少が加速して、顕著な働き手不足などで地域社会の維持が困難に直面していると考えます。

一方で、男性は長時間労働や転勤が当たり前になり、女性は非正規で低賃金を強いられる。そういう歪んだ社会の大元を正さずに、若い女性の減少だけをもって、いたずらに自治体が消滅すると仰っていても人口減少は止まりません。そういう、私の考えで思ってやることも、そういう考え方を持っておりますけれども、再度、町長の考えを伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 ただいま、議員の方からお話をあった、ほかに出ていくと、やはりこの町のよさというのがよく分かるという話もございました。

やはり、それぞれの町、地域特性があつて成り立っているというところなのかなと思

ってございますし、いわゆる報道等、報道ではないですね、いろいろな国の機関を含めて、発表されている中身については、消滅可能性の自治体であったり、また、社人研で発表されている部分の話であると、前回から今回という中では、それほど人口減少率が、豊頃町も進んでいないというような結果が出ていたり、また、合計特殊出生率ですか、そういったところについても、非常に下がっていくのではないかという、10年前の考え方というか、公表から見ると、それほど下がっていないというような話があつたり、全国の平均以上は行っているわけでございますから、そういったところなのかなと思っていましたとか、いろいろな統計の取り方ですとか、そういったところで評価が違ってきて、それが公表されてというところがあるのかなと思っています。

そういった意味も含みますと、先ほど申しましたとおり、ぶれることなくできることをしっかりとやっていくということが大切なのだろうと、そのように思ってございますし、議員がおっしゃるとおり、雇用に関してもいろいろな意味で今言われてございます。長時間労働、また低賃金といったところ、この現代の社会の情勢からいくと、こういったことではなかなか成り立っていないというのも当然でございます。物価が上昇して、いろいろなところで住まわれる方、働く方、困難な状況を極めているというようなところでございますから、そういったところも総合的に判断しながら、町の中で経済対策ですか、そういったことも含めて実施していきながら、少しずつにはなってしまうのですが底上げをしていかなくては駄目だというようなところであるかと思います。

いずれにしましても、そこをいろいろな話の中で右往左往することなく、改めてしっかりと足元を見つめながら、この自治体運営というのをしっかりとしていくという所存でございますので、どうか理解を願いたいと思います。

以上でございます。

●中村議長 岩井議員。

●3番岩井議員 貴重な御意見、ありがとうございます。

以上で終わります。

●中村議長 通告順3、1番小笠原玄記議員、御登壇願います。

小笠原議員。

●1番小笠原議員 1番小笠原玄記です。

通告に従い、2項目について一般質問を行います。

まず、1項目目ですけれども、不妊治療に関する町のサポート体制について2点質問いたします。

令和3年度まで、我が町では、豊頃町特定不妊治療費助成事業が実施されていましたが、令和4年度より、人工授精等の「一般不妊治療」、対外受精、顕微授精等の「生殖

補助医療」、こちらは助成金事業では「特定不妊治療」と呼ばれているものでござりますけれども、これらについては、社会保険等の適用となり、本事業は終了しました。しかし、依然として不妊治療は保険適用下でも高額になることが多くあるようです。

十勝の不妊治療を行う医療機関の案内を参照すると、特定不妊治療については、1回の治療で、高額療養費制度を適用する前の自己負担額が平均15万円となっており、主な対象層である30代から40代にとって、経済的負担が大きいものであると考えます。

本定例会において、ようやく新たな不妊治療助成事業が補正予算で計上されました。が、人口減・定住対策の一つとして、本事業は非常に重要であると考えております。

このような背景を踏まえて、(1)先の助成事業が終了するにあたり、今後の不妊治療のサポート体制については、町としてどのように考えていたのか。また、十勝管内で多くの自治体が保険適用以後、不妊治療のサポート体制を迅速に整える中、我が町が時間を要した原因は何か、町長に伺います。

(2)不妊治療に関する助成内容、金額等は自治体により様々であるが、本定例会で提案された助成内容は、それぞれ、一般不妊治療、保険適用内の特定不妊治療、保険適用外の特定不妊治療、いわゆる先進医療及びそれに係る交通費補助、男性不妊治療に関して、どのような内容になるのか町長に伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 小笠原議員の御質問に対して、御答弁をいたします。

本町の不妊治療費の助成は、議員が御指摘のとおり、治療費の全額が自己負担だったことから、治療を受ける方の経済的負担を軽減するために、令和3年度末まで北海道が実施する特定不妊治療費助成事業に上乗せして実施をしておりましたが、令和4年度からは不妊治療に医療保険が適用され、不妊治療も自己負担3割で治療が受けられるようになり、また、治療費が高額療養費の支給対象となったこともあり、個人の負担も軽減されるといった状況から、北海道の助成事業の終了と同時に本町の上乗せ事業も終了していたというところでございます。

その後、北海道では、令和5年10月31日から保険適用の不妊治療と併用して実施する先進医療にかかった自己負担分のみ助成を始める事業を開始したことから、本町でも管内の助成の状況を考慮して、北海道が対象とする先進医療だけでなく、その自己負担分についても助成の対象として、議員のおっしゃる、この保険適用の自己負担も高額になるという実態に鑑みて、対象となる方の経済的負担を軽減するために、この度の補正予算に事業費を追加し、議決をいただいたというところでございます。

今回の保険適用後の、この不妊治療に関する助成につきましては、北海道の助成も令和5年4月まで遡及した中で実施するということありますため、本町の助成に関し

ても同様の措置をとるということで制度設計のほうをしておりますが、従前の助成事業が令和3年度末で終了をしていたということから、今回の再助成するまでの間は、相談支援などの業務に限られており、また、医療保険適用になった後の制度の状況や他市町村の独自対応など、本町の施策として再展開することに時間を要したというところは否めないところなのかなと思ってございます。

議員御指摘のとおり、人口減、そして定住対策の一つとしても、不妊治療助成も重要な対策であるということは私も承知をしてございます。これで妊娠・出産・子育てまでのライフステージに対応した一応の支援体制、整ったなど、そのように考えてございます。

今後とも町民の声に耳をしっかりと傾け、本町の抱える課題解決のために、適時適切に施策を進めてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

それともう一つ、この不妊治療費の助成内容につきましてですが、一般不妊治療費については、年5万円を上限に助成をするということでございます。特定不妊治療につきましては、先進医療も含めて1回15万円を上限に助成をいたしますけれども、特定不妊治療だけでも対象とするということにしてございます。

助成回数につきましては、一般不妊治療には制限は設けておりませんけれども、特定不妊治療では、北海道の補助基準に準じて、40歳未満は1子ごとに6回まで、43歳未満は1子ごとに3回までとしており、対象となる方は不妊治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること。それと、不妊治療の開始日が令和5年4月1日以降に治療を始めた方を対象にすることとしております。

交通費につきましては、特定不妊治療を受けた場合を対象に、自宅から医療機関までの距離に応じて定められた基準額、これ大体1,430円から1万180円、帯広なら1回1,430円というところで見込んでございますけれども、その基準額の3分の2を1回の治療につき5回まで助成することとしております。

それと最後に男性の不妊治療につきましては、通常、特定不妊治療と合わせて行われるということでありますから、特定不妊治療として対象としているというところでございます。

以上でございます。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 今いただいた答弁を元に再質問させていただきたいと思いますけれども、まず、不妊治療の流れなのですけれども、医療機関等のホームページを見ますと、まず不妊かも知れないなとなったときに、まず、それぞれ医師の診察等を受けて、不妊原因を探る不妊検査を行って、それに基づきどのような治療を行っていくかという流れになっております。

まず、排卵日にタイミングを合わせて受精できるような治療を行うタイミング法や人工授精などの一般不妊治療をまず行うわけですけれども、それでも妊娠が難しい場合に体外受精ですとか顕微授精などの特定不妊治療、前で言うところの生殖補助医療を行うというような流れのようです。

過去の実績についてちょっと伺いたいところなのですけれども、以前、我が町で実施していたのは、この特定不妊治療に対する助成であったわけだと思うのですけれども、この事業を実施していたときの事業実績や実施内容について伺います。

●中村議長 鎌木福祉課長。

●鎌木福祉課長 私から御答弁申し上げます。

保険適用前の事業につきましては、第1回目に使うとき、これ複数回使うことも想定されるものですから、1回目は北海道が30万円を上限に助成、町は10万円を。北海道では2回目以降は15万円を助成して、町は引き続き10万円を助成するという形になってございます。

実績につきましては、手元にはありますけれども、令和元年から3年までの3か年の間に、延べ4名の方、年間平均1.3人の方が利用されているところでございます。

大体、自己負担額が、この当時でいうと、助成し終わった後の自己負担額が平均で大体1回当たり18万円程度だというふうに出ております。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 今、過去の助成のこの平均が1.3名だったというお話をあったと思うのですけれども、日本産婦人科学会の発表資料によれば、ちょうど3年前、2021年の体外受精、特定不妊治療での出生数というのは、過去最多の6万9,797人という結果が出ておりました。10年前の2011年がどうだったかというと、出生数が3万2,413人という結果でしたので、10年前と比べて約2倍以上の出生数となっているわけです。また、皆さんも周知のことだと思いますけれども、出生数は全国的に見ても年々減少傾向でありますから、この特定不妊治療によって出生した子供の割合というのは年々増えているわけです。

2021年は総出生数が81万1,622人ということでしたので、現在、割合でいうと約11.6人に1人が特定不妊治療で生まれたということになります。これは我が町で置き換えて考えれば、現在、1年間の我が町における出生数は、大体少ないときは10人前後、多いときで20人前後ということありますから、おおよそ、この過去の実績の1.3名いたというのは、想定どおりの実績なのかなというふうに推察するところであります。

ただ、この過去に実際に1.3名の助成の実績があったわけですから、この保険適用になったときに、当然、国は移行措置として、特に助成事業等を新たに行うこととはなか

ったわけですけれども、その事業開始を待たずして、先行して、町として独自の助成を行うべきだったのかなという考え方もあるわけです。

他の十勝管内どうだったかというのを調べてみたのですけれども、十勝管内においては約半数の自治体が保険適用になった令和4年度から、内容や金額等は様々ですけれども、何かしらの不妊治療に対する自己負担額ですとかに対する助成を開始していました。

昨年度の令和5年からは、我が町を除く全ての自治体で不妊治療に対する何かしらの助成が開始されておったわけで、この2年間、不妊治療に対する助成サポートがなかったというのは我が町だけということになります。

実際、例年4月に広報と一緒に配られるほけんふくしガイドですけれども、3年度までは実際にこの1ページを最初に開いたときに、いろいろ子育て世代の包括支援センターのところに必要な支援が、どういう相談ができますというのが見開きで分かりやすく載っているわけですけれども、この事業がやられていたときは妊娠の前のときに、まず子供をつくりたいというところの項目があったと思うのですよね。ただ、令和4年度から、その助成が終了してから、そのもう欄が全くなくなってしまった状態になって、もういきなり妊娠したらという形になって、不妊治療をどう相談するのかとか、助成に関する情報が、町民に全くなく、どうやつたらいいのだろうというような形になってしまったわけなのですよね。

ただ、やはり、また、この帯広市の医療機関に行きますと、やはり、このお住まいの町村ではこういうような助成が受けられますというような掲示物等もありまして、その市町村の一覧等も載っているわけですけれども、そこを見たときに、やはり豊頃町の名前がないと。やはりそういうようなことを見ると、やはり不妊治療を受けたい、子供をつくりたいという人が、豊頃はそこに対してちょっと手厚くないのかなというような疑念を持つてしまうことにもつながってしまうと思うのですよね。せっかく子供が生まれてからの助成とか、あとサポートについては町長も非常に力を入れていらっしゃると思いますので、そこは非常によいと思うのですけれども、その前段階がやはり薄くなってしまうというのは、非常にもったいないことだと思っております。

先ほど答弁にも、令和5年度に関しては遡って助成を行うというお話もあったと思うのですけれども、実際問題、令和4年度については、この助成の期間が空白期間としてあるわけでございます。この時期に特定不妊治療を行っていた方に対して、過年度分として助成をする考えがあるのかどうか。また、この時期に町内で特定不妊治療を行っていた方がいたのかどうか、町として把握されているのか伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員が御指摘のとおり、いわゆる子供を産み育てていくという中で、本町

の施策としていろいろな展開をさせていただいているという中での、まずは産んだ後のことではなく、やはりその前の段階というところにも、きちんと対策を打つというのは当然のことであったのかなと思ってございます。ちょうど先ほど申しましたとおり、国ですか北海道の支援というところと一緒に、一度、うちのほうも助成のほうを上乗せをやめていたという部分に関しては、やはりその間、考え方としてはよくなかったと、これは言わざるを得ないのかなと思ってございます。続けられるものは、やはり続けておくべきではなかったのかなというところも含めまして、今回そういうことで管内の状況を見まして、これはうちもやらなければならないだろうというような形で、予算を措置させていただいたということでございます。本来であれば、当然、当初予算のほうから上がっていてしかるべきものが、今回も補正というようなことありますから、その間、ちょっと時間を要したというのは本当に申し訳なく思っているところでもございます。

議員がおっしゃるとおり、空白の期間の中でどうするかという話でございますけれども、対象となった方は、今現状、詳しい数字は分かりませんけれども、いたのであると、そのように思っております。ただ、役所として、その期間は申請業務だとか、受け付けていないということでありましたので、実際問題、何人いたかというところは現状を把握していないところでございます。

あと、ちょうど空白になったところの方への遡及した、いわゆる経費の支援という、助成というところでございますけれども、これもいわゆる制度設計上、やり方によっては考えられるところもあるのかなと、そのように思ってございます。仮にですけれども、いたとしても、そんな人数がたくさんいるようなことではないと思います。そういう意味も含めますと、やはり公平性というか、そういうところを保った中で考えていくというところも、これ、対策していくところは必要なではないのかなと、そのように思ってございますので、そこも含めて検討のほうをさせていただきながら、またそういったところで今回追加させていただいた予算が不足するようなこと等があれば、また後日追加させていただくようなことも出てくるのかなと思いますが、まずは制度の中で、どういったことで対応できるのかと、そこをしっかりと検証しながら進めてまいりたいと思いますので、どうか御理解いただければなと思ってございます。よろしくお願ひいたします。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 今、前向きな答弁もいただいて、私、感謝しているところではありますけれども、やはり、豊頃も人口が少ないですけれども、その代わり、住民一人一人にきめ細やかなサービスができる裏返しなのかなと思いますので、その過去の、過年度分のところについては、各課で協議しつつ、前向きに対応をお願いしたいというところ

であります。

やはり、先ほどの助成事業をやっていたときの大体自己負担額が18万円という話があったところでございますけれども、やはり保険適用になったことによって、高額療養費制度も利用できるようになったのですけれども、やはりなかなか費用面については、以前より安くはなったというものです、現在、保険適用のものと、特定不妊治療を行った場合、保険適用内の治療と保険適用外の治療というものがセットになってやるというほうが多いというような実情も聞いております。そうなると、保険適用内のものと、プラス、その保険適用外は全部自己負担になりますので、高額療養費制度を使った場合としても、大体やはり1回、自己負担額、助成金が戻ってきて、実質の負担している金額というのは10万円近くぐらいになってしまふというような試算もございます。

また、先ほど回数制限の話もありましたけれども、もちろん夫婦にとって1回でやはりできるというのがベストではあるのですけれども、やはり実情としてなかなか1回ではうまくいかない、何回も繰り返すというような家庭もあるのかなというのが考えられるところであります。そこで、やはり1回10万円、3回、4回、5回となっていくと、やっぱり50万円、60万円とかかっていきますので、そこに関しては、やはり保険以外に道や市町村の助成がないと、一般家庭には依然として経済ハードルが高いのかなというふうに思いますので、そのあたりの助成についてはしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

先ほどの町長の答弁で、交通費に関する助成のところで、1回の治療当たり5回までという、交通費の助成が5回までというお話がありました。こちらも大体医療機関のホームページを見ますと、1回の治療に当たり、特定不妊治療では大体、平均通院が6回というような数字が出ており、多い人は7、8回通院が必要だというふうな記載がございました。こちら、町のほうの補助は5回までという話があったのですけれども、この5回という数字の根拠について、どのような根拠なのか伺います。

●中村議長 鎌木福祉課長。

●鎌木福祉課長 御答弁申し上げます。

今回の交通費の助成につきましては、北海道が行う先進医療についての助成、特定不妊治療と保険適用と一緒にセットで行う先進医療の助成、これの補助の要綱に準じて設定されているものでございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 ありがとうございました。納得いたしました。

また、この通院に関しては、現在、十勝には帯広市のように不妊治療のクリニックがありまして、保険内の適用の特定不妊治療に合わせて、先進医療も様々なものを提供し

ているというお話を伺っているところであるのですけれども、ただ、帯広でやはりできなくて、札幌だったらできるものがあるというものもあるようです。人によっては、札幌のほうで治療するというようなことも考えられるわけですけれども、そういったところ、交通費、札幌となるとまた高額になってしまいますし、また、ほかの自治体では遠方に対しての宿泊費を、上限 1 万円ということでしたけれども、わずかながら助成するというような内容も見受けられますけれども、その十勝管外の想定された交通費の補助等の考え方について、現段階で決まっているものがあれば教えていただきたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 お答えいたします。

先ほど、帯広であれば通常 1,430 円ということでありましたが、そこから幅を持たせまして、上限が 1 万 1,800 円ということで基準額を見てございます。その上限額が、いわゆる札幌ですとか、その辺の遠方での治療の交通費というようなことで考えてございます。

●中村議長 小笠原議員。

●1 番小笠原議員 交通費の内容について教えていただきありがとうございました。

先日報道でもあったのですけれども、昨年の合計特殊出生率が全国では最低の 1.2 で、北海道に至っては都道府県別に見ると下から 2 番目の 1.06 という、非常にちょっと不名誉な形の結果が出てしまったなというところでありますけれども。また、この実際の不妊治療に関する家庭の実情としては、厚労省から出ている資料によれば、実際に不妊を心配したことがある夫婦というのは約 2.6 組に 1 人、非常に高い割合ですし、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある、もしくは現在受けているという夫婦というのは約 4 組に 1 人というようなデータも出ているわけです。このように、やはり夫婦で子供をつくりたいとなった場合に、この不妊治療というのは非常に身近なトピックだと思いますので、もちろん不妊治療のサポート体制を整備するだけで出生率が改善するというわけではないと思いますが、先ほどの同僚議員の一般質問でもありましたけれども。ただ、特定不妊治療のデータ、出生数が実際に今増加しているという現状を考えますと、人口減・定住対策も兼ねた、子供がほしいけれどもできないというような家庭の経済的な負担軽減策として、今回提案された事業をしっかりと運用していただきたいと思いますし、また、助成の金額等について、実情を見ながら、やはりちょっとこの助成金額だと少し足りないのではないかとか、そういうところがあれば、しっかり適宜見直して、町民が利用しやすいような助成制度にしていただきたいというふうに思います。

この項目に関しては、質問は以上です。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおりの部分も多々あると思います。やはり制度を運用しながら、現状に即した形で変えていくというのも必要ですし、やはりほかの町に並べて全部が同じということにはならないと思います。自分の町の状況というのをしっかりと把握しながら、もっと手厚くするのか、そうではないのかということもしっかりと考えながらということで進めてまいりたいと思います。

先ほどありました消滅可能性自治体なんていう話もありますが、やはり20歳から39歳まで、ここをどう影響を少なくしていくのか、少なくなっても、いわゆる出生に絡む男性女性含めてしっかりとそこをケアしていかなければ、なかなか人口減少対策というのも進んでいかないのかなと思いますから、そこはしっかりと考えながら今後も進めてまいりたいと思いますので、どうか御理解のほうよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

●中村議長 11時20分まで休憩いたします。

午前11時10分 休憩  
午前11時20分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

一般質問を続けます。

小笠原議員。

●1番小笠原議員 それでは、2項目目の質問、部活動地域移行化の現状について、3点伺います。

(1) 昨年度発足した部活動地域移行化検討会議について、昨年度はどのような活動を行っていたのか。また、今年度の活動、検討内容についてはどのようにになっているのか教育長に伺います。

(2) 国の方針によれば、令和7年度末までを目途に部活動の地域移行を実施するうたわれているものの、我が町においては既に近隣町村との合同部活動となっているものも多く、近隣町村との連携や協議も実施しなくてはいけない段階と見受けられます。近隣町村との協議や体制づくり等に向けた計画はどのようにになっているのか教育長に伺います。

(3) 地域移行化を睨み、業務時間外に少年団の指導や大会の審判を行うなど、町職員の副業を解禁する自治体が管内でも増えています。我が町においても指導者の確保は重要な課題と考えますが、副業解禁に関する考え方を町長に伺います。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 御答弁申し上げます。

まず、豊頃町部活動地域移行検討協議会の発足についてでございますが、昨年9月に教員や保護者、学識経験者など13名の委員を構成とする協議会を設置したところであります。会議の開催につきましては、これまでに2回、昨年9月と今年3月に開催し、部活動地域移行に関する概要説明、町内小中学校の教職員を対象としたアンケート調査の実施、豊頃中学校の部活動の現状等について情報共有を行い、今後の在り方について協議を行ったところであります。

また、町長と教育委員による総合教育会議においても、同協議会の議論内容について報告をし、意見交換等を行っているところであります。

今年度につきましては、昨年度の協議の結果を踏まえて、部活動ごとの現状と課題、要望などを聞き取り、各部活動の状況に応じた試行事業を実施することを協議会の中で確認しているところであります。試行事業の詳細につきましては、技術講習会等を計画しております、今議会に講師謝金とレクリエーション保険を補正予算として提案をさせていただいたところであります。

なお、試行事業の実施状況や結果につきましては、協議会開催時に報告することとし、その結果を踏まえた本町のあるべき部活動地域移行の姿を今後も検討してまいりたいというふうに思っております。

また、近隣町村との協議や体制等についての御質問でございますけれども、議員からありましたように、国で示されている方針は令和5年度から令和7年度までの3年間で、土日や祝日に行われる休日の部活動について、段階的に地域へ移行することを目指すというものであります。部活動の地域移行体制については、新たな地域クラブ活動を整備することを想定されておりますが、ただちに体制整備が困難な場合は、地域の実情に応じて取り組むことを想定しているところであります。その一つの方法として、部員不足による他校とチームを編成する合同部活動や在籍学校に希望する部活動がないため、他校での活動を希望する生徒を受け入れて、チームを編成する拠点校部活動なども選択肢として考えられるところであります。

本町の部活動につきましても、既に野球部や女子バレー部は近隣町村と合同部活動を実施しておりますし、また、今年度、男子部活動は他町生徒を受け入れて、拠点校方式による部活動を実施しているところであります。

地域移行に関わる本町の基本的な考え方といたしましては、現在豊頃中学校で活動している各部活動をどのように段階的に地域へ移行できるかを検討することとし、学校や地域、各種団体、さらには近隣町村と連携を取りながら、生徒の文化・運動活動の環境を維持する体制を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 先ほどございました三つ目、この地域移行化に伴う指導者の確保というところでの町職員の副職、副業の解禁というところでございますけれども、地方自治体の職員につきましては、地方公務員法第38条の規定により、営利企業への従事等への制限があるということで、職員は任命権者の許可を受けなければ報酬を得て、事業、事務に従事してはならないということになってございます。

また、これまで業務時間内に従事する少年団の指導や審判等につきましては、職務の義務免除や休暇の取得により、役場の業務に支障のない範囲でボランティア活動として従事をしていたという方がいられるというところでございます。

今後、この部活動の地域移行を取り組むにあたっての指導者などの人材不足というところは懸念されているというところは十分承知してございます。職員の中にも、適任者がいて、地域団体から報酬を受けて指導を行うという場合については、兼職・兼業の許可が必要になるということになります。その場合についても、役場の業務の遂行に支障が生じないことや、社会通年上、妥当な報酬額であることなど、今後どのような基準が妥当なのか、その方針等をしっかりと定めながら対応していきたいと、そのように思ってございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 答弁いただきありがとうございました。

いただいた回答をもとに再質問したいと思うのですけれども、まず、昨年度の地域移行化検討協議会の活動内容について質問いたします。

今回の議会で提出されました豊頃町教育事務執行の点検評価報告書のほうに活動内容も記載されているわけでありますけれども、こちらの中に教育長の答弁から、教職員へのアンケート調査を行ったという話がありました。こちらなのですけれども、どのような質問を行って、どのような結果が得られたのか伺います。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 御答弁申し上げます。

教職員へのアンケート調査でございますが、国のほうで示されているアンケートに基づいて、町内の小中学校の教職員にアンケート調査を実施したものであります。具体的には、例えば、あなたの所属についてとか、年代、それから現在、部活動・少年団の指導を担当されていますか、あるいは部活動・少年団にやりがいを感じるか、負担感はあるか、それから負担を感じることは何か、それから部活動地域移行についてどのように感じますか、部活動地域移行に期待することは何か、部活動地域移行が実施された場合に自身が地域指導者として指導に関わりたいですか、どのような理由で関わり

たいかなど、以上のような内容の質問アンケートでございますが、国のアンケート調査の結果と同様に、町内でも同じような結果が出ているのかなと、内容についてはそのように分析しておりますが、例えば負担感を感じるという部分で行きますと、授業準備等の時間に支障が出るとか、あるいはプライベートの時間が削られるとか、そういうような事項での回答内容となっております。回答内容を詳しく申し上げると、まだまだ細かくなるのですが、もし必要な事項があれば、またお願ひしたいと思いますが、以上のような内容であります。

よろしくお願ひいたします。

●中村議長 小笠原議員。

● 1番小笠原議員 私、昨年も部活動の地域移行化について一般質問したときに、参考までに、全国ではないのですけれども、高知県のデータを提示させていただきました。そのときに出でていた数字としては、部活動の指導に負担を感じていると答えた教員の割合は63パーセントだったと。また、地域移行化の過程で、地域の指導者として引き続き関わりたいかという質問に対しては、はいと答えた教員が約2割だったと。専門として指導できる教員でも関わりたいと答えた教員は3割弱だったと。やはり多くの教員が部活動に関しては負担に感じていて、なかなか今後も指導したいかと言われば、やはりその割合は非常に少ないというような、恐らく、豊頃でも同様な結果が得られたのかなというふうに思っております。

このような中で、やはり地域移行化に関して、専門の外部人材も投入していくことが必要かなというふうには思いますけれども、なかなか豊頃の実情だとそれも難しいというところで、やはり段階的に学校の先生にはなかなかすぐ切り替わるわけにはいかないかもしれないけれども、徐々にお願いしていく形になっていくのかなというふうに私も考えているところではあります。

ほかの町と提携してやっていく部活もあるというふうなお話、先ほど答弁で伺ったところでございます。そこに関して、今年度の計画として、外部講師を招いた技術講習会等をやるというふうにありましたけれども、こちらに関しては、まだどのような部活でやる等はまだ今後協議していく形になるのかなというふうに思うのですけれども、これは合同部活動も当然対象になってくるかなと思いますので、その場合は豊頃中学校の生徒だけではなく、他町の生徒で豊頃で部活動をしている子というのも当然対象になってくるというふうに考えてよろしいのでしょうか。伺います。

●中村議長 森教育課長。

●森教育課長 私から御答弁申し上げます。

今回補正予算で計上をさせていただきました技術講習会の内容につきましては、まず部活動顧問を担当している先生方に、いろいろ今部活動で抱えている状況とか現状、

あと普段どういうような活動をされているのか、そういったことを確認した後、地域移行という形で仮に技術講習会をした際に、どういった内容が練習内容として妥当なのかということをちゃんと確認した後、行いたいと思っております。

なお、今合同で自治体でやっている部活動については、本町で行う際に当たっては、そういった方も想定しながら、技術講習会のほうも検討していきたいと思っております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 次に、近隣町村との連携の現状のところについて伺いたいと思うのですけれども、先日新聞で我が町を含む近隣町との合同部活動に参加する池田中学校生徒の移動支援として、池田町が民間事業者のタクシー送迎を開始したという記事がありました。これは保護者負担を軽減するためで、あと、やむを得ずタクシーを利用できない場合には、送迎にかかる経費の一部を補助するというふうに記事にはありました。このことを踏まえて、我が町においては、合同部活動等で、他町への移動が合同練習の場合、大会等を除いて、そういうような必要な部活動というのはあるのかというところと、その移動支援の現状についてどのようにになっているか伺います。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 御答弁申し上げます。

合同の部活動に対する送迎の費用の関係でございますけれども、大会については、当然部活動の大会になりますので、町のスクールバスを利用し、練習試合等につきましては保護者が対応するということで、昨年の一般質問のときも答弁させていただいた部分でございます。

池田町につきましては、豊頃町が合同の部活動の練習会場ということになりますので、平日の輸送に関しての対応というふうに考えておりますし、また、浦幌町についてもスクールバスで野球部の練習については送りのみ対応しているというようなことでございます。

今後についても色々と課題等が出てくると思いますので、3町の教育長あるいは担当者含めて、その辺の内容を詰めながら、今後の対応ということについてしっかりとましてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 豊頃の場合はどちらかというと、受け入れる側の方としていろいろな整備が多分必要になるのかなというような認識をいたしました。

こういうような地域移行化の検討の協議会を通して、いろいろな検討されているか

と思うんですけども、現状まだ豊頃は地域移行化について、中学生ですか、その保護者、教員ですか一般町民、特にこれから中学校に関わるような方たちに対する住民説明会というものがまだ現状ないのかなというふうに見受けております。

昨年度から、結構、十勝管内でも複数の自治体で、部活動の地域移行化に関する住民説明会ですか、あと専門的な講師を呼んで、そういうような説明会、講演会を行っているところが増えてきておりますけれども、我が町においては、そのような説明会ですか、地域住民に説明する機会を今後設けていく予定はあるのか伺います。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 御答弁申し上げます。

ただいま、課長のほうから技術講習会の説明をさせていただきましたが、様々な試行事業を取り組みながら、協議会のほうにまず報告をさせていただき、方向性とか、あるいは課題とか、そういうものを協議いただきながら方向性を探っていくということになろうかと思いますが、当然、町民の方、御心配されていることがあろうかと思いますので、今後、町民向けの説明会等も検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 前向きな答弁いただきありがとうございます。

こちらも地域移行化の検討協議会のほうで、いろいろと揉んでいただきたいなというところでございます。やはりこの協議会も議事録等が公開されるような協議会ではないので、なかなかどういうことをやっているかというのが見えにくいのかなというのも実情としてあると思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

最後に職員の副業解禁について再質問いたしますけれども、町長の答弁でもありましたとおり、今、役場の職員の中でも少年団の臨時の練習等でサポートしている職員とかもいるというような話も伺いました。やはりこういう専門的なスポーツ経験がある方というのは、どこの自治体でも貴重なのかなというふうには思うのですけれども、実際にやっているけれども、今、実情ボランティアだという話もありましたので、こういったところに関して、報酬というところはまたちょっと反れたところかもしれないですけれども、こういう副業が解禁になった場合は、そういう部活動の支援をしたいとか、そういったところの職員に対する聞き取り調査といいますか、そういったアンケート等は実施する予定はあるのか伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 この副業に関する聞き取りという話ですが、今のところ、まだこの体制等がしっかりと定まっていないという中では、どういう方がどう必要なのかというところにも具体的な話になってくれれば、やはりそこら辺はしっかりと職員にも周知をしな

がら、どういった形で手伝える方がいるんだというのは、アンケートなのか、あるいは、いわゆる聞き取りなのか、また、ふさわしい職員というのは、大体そんなに何人もいるわけではないというところでございますから、そういう方たが手伝えるのか、等々含めて、先ほど申しましたとおり、制度設計もありますから、そこも含めて一緒に検討していかなければならぬことかなと、そのように思っています。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 なかなか、もちろん職員の本分は本庁舎での勤務でありますから、そちらのほうが副業といつても、本当に業務の時間外とか、業務の支障にならない範囲でやっていくというのが本分ではありますので、ただ、やはり地域の活性化というところ、部活動、スポーツ振興というところを考えた場合に、そういうところは避けてとおれないことになっていくのかなというふうに思っております。

今後についても、地域移行化も踏まえた上で、副業のところについても、もちろんスポーツだけではなく、農作業等、ほかの自治体では、ほかの業種のところも検討してやっているところもありますので、ぜひそこについては今後も継続して検討をお願いしたいなというところであります。

以上です

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員、おっしゃるとおりだと思います。その辺、しっかりと慎重に検討をしながら、前向きな体制を取られるよう、対策のほうをしていきたいと思います。  
以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 以上で、一般質問を終わります。

●中村議長 通告順4、4番杉野好行議員につきましては、本日、体調不良により、会議を欠席する旨の届出とともに、一般質問通告の取り下げ申出書が提出されておりますことから、本日の一般質問は行われないこととなります。

これで、一般質問を終わります。

## ◎ 意見書案第2号

●中村議長 日程第7 意見書案第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番岩井明議員。

●3番岩井議員 意見書案第2号。

提出者、豊頃町議会議員岩井明。賛成者、豊頃町議会議員藤田博規、同上後藤孝夫、

同上小笠原玄記。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 意見書案第3号

●中村議長 日程第8 意見書案第3号、厳しい農業情勢を開拓する改正基本法と関連法案を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番岩井明議員。

●3番岩井議員 意見書案第3号。

提出者、豊頃町議会議員岩井明。賛成者、豊頃町議会議員藤田博規、同上後藤孝夫、同上小笠原玄記。

厳しい農業情勢を開拓する改正基本法と関連法案を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

厳しい農業情勢を開拓する改正基本法と関連法案を求める意見書。

農業をめぐる情勢は、世界人口の増加等で食料不足が危惧されている一方、近年の気候変動などにより農地の損失・農業生産の減少が進んでいる。また、ウクライナや中東情勢の悪化のほか、為替円安なども相まって生産資材等価格の高止まりなどで経営が悪化し、これ以上の生産努力は限界であり、このままでは離農者が後を絶たず、生産基盤はさらに脆弱化し、食料の安定供給に対する国民の不安も高まるばかりである。

こうした中、農政の憲法ともいわれる「食料・農業・農村基本法」の改正や関連法案が、厳しさを増す農業情勢を開拓する施策に繋がり、担い手など多様な農業者が次年度も安心して営農が続けられ、将来の日本農業が明るくなることを強く期待している。

このため、基本法で掲げる新たな理念のもと、昨今の世界情勢を踏まえた輸入に頼ら

ない国内の農業生産の増大が求められるとともに、適正な価格形成においては消費者の理解醸成を前提に価格転嫁できるよう、国の関与のもと進める必要がある。また、生産基盤の維持・強化に向けた農振法の整備やスマート農業推進に係る予算確保など、生産現場の声に寄り添った施策が求められている。さらに、不測時の食料確保にあたっては、農業者等への罰則ではなく、インセンティブによって政策誘導し、官・民・農が一体となった実効性ある生産体制や備蓄の強化のほか、輸出入体制の構築などを適切に組み合わせ、平時より国民の食料供給を確保することが重要となっている。

については、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の厳しい経営状況を開拓する改正基本法や関連法案となるよう、下記事項を要望する。

記。

1、改正基本法で掲げる食料安全保障の確保が果たされるよう、国内の農業生産の増大を基本に、生産基盤の維持・強化、担い手の育成確保などの予算を拡充すること。また、新たな基本計画の策定にあたっては、食料自給率目標が達成されなかつた経過を踏まえ、年一回の目標達成の状況調査及び公表と合わせ、未達成時の対応として具体的な施策や予算措置を講ずること。

2、国民への理解醸成を前提とした適正な価格形成については、生産コスト上昇分を一方的に消費者に負担させるのではなく、国も一定程度負担を担い、生産費等が反映できるよう法制化を進めること。また、予期せぬ急激なコスト増加については、国が責任を持って農業者への対策を講じるとともに、生産コストを価格に反映しきれない恒常的な赤字に対しては、再生産可能な所得補償政策を早急に講ずること。

3、「食料供給困難事態対策法案」については、国が国際貿易協定での農畜産物の市場開放を進め、生産調整を手放した結果、農業者・農業者団体等が需要に応じた生産に努めてきた経過を踏まえ、今まで積み上げてきた農業者の生産努力を蔑ろにする前科を伴う罰則規定は除外し、インセンティブによって政策誘導を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 意見書案第4号

●中村議長 日程第9 意見書案第4号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

7番大谷友則議員。

●7番大谷議員 意見書案第4号。

提出者、豊頃町議会議員大谷友則。賛成者、豊頃町議会議員大崎英樹、同上杉野好行、同上後藤孝夫、同上小笠原玄記。

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則14条の規定により提出します。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

地方公共団体の現状は、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきた。しかし、増大する行政需要、また採用希望者の減少や中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには今後はより積極的な財源確保が求められている。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

記。

1、社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、現行水準以上のより積極的な地方財源の確保・充

実を図ること。

2、とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。特に、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。また、保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善および保育施設の配置基準をO E C D先進国なみの基準に改善するための予算を措置し、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地方の安定的な財源確保にむけて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4、政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。

5、「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

6、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、自己決定権を尊重し、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

7、会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められていることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

8、自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9、地域の活性化・生活者の移動手段の確保にむけて、地域公共交通体系の整備について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普

通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、孤独・孤立対策）

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 意見書案第5号

●中村議長 日程第10 意見書案第5号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

7番大谷友則議員。

●7番大谷議員 意見書案第5号。

提出者、豊頃町議会議員大谷友則。賛成者、豊頃町議会議員大崎英樹、同上杉野好行、同上後藤孝夫、同上小笠原玄記。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教

育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度である。この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更された。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1へと復元することが重要である。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠である。

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなった。しかし、中学・高校については依然として「検討」にとどまっている。

さらに、小学校高学年の教科担任制および小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が定年引上げに伴う特例定員を除くと5,660人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより8,326人の減少となっており、実質的な教職員増とはなっていない。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増していく必要がある。

23年12月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で13.96パーセント（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い17.45パーセント（5.4人に1人）となっており、依然として厳しい実態にある。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じている。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要がある。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう以下の項目について意見する。

記。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求める。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元するよう要請する。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級

編制標準を順次改定するよう求める。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求める。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に關係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請する。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請する。

4、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策 消費者及び食品安全 地方創生 アイヌ施策）

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 意見書案第6号

●中村議長 日程第11 意見書案第6号、2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番岩井明議員。

●3番岩井議員 意見書案第6号。

提出者、豊頃町議会議員岩井明。賛成者、豊頃町議会議員藤田博規、同上後藤孝夫、同上小笠原玄記。

2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、令和4年民間給与実態統計調査結果札幌国税局分によると道内でも39.6万人と、給与所得者の23.3パーセントに達している。また、2023年引き上げた40円で、道内の常用労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、48万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況である。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にはほとんど関与することができない。

令和5年8月31日に開催された第21回「新しい資本主義実現会議」において「公労使三者構成の最低賃金審議会で、毎年の賃上げ額についてしっかりと議論していくべき、その積み上げにより2030年代半ばまでに、全国加重平均が1,500円となることを目指していく」と述べられている。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねない。

については、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2024年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額「時間額1,078円」を下回らない水準に改善すること。

3、賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、北海道労働局局長、北海道地方最低賃金審議会会长。  
以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。  
これから、意見書案第6号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議員の派遣

●中村議長 日程第12 議員の派遣を議題とします。  
議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。  
職員に文書を朗読させます。  
山田事務局長。

●山田事務局長 議員派遣の件。  
次のとおり、議員を派遣するものとする。  
記。

1、北海道町村議会議長会主催議員研修会。  
目的、議会の活性化に資するため。  
派遣期日、令和6年7月2日火曜から同月3日水曜。  
派遣場所、札幌市。  
派遣議員、全議員。  
2、北海道町村議会議長会主催議会広報研修会。  
目的、議会広報の編集技術の向上に資するため。  
派遣期日、令和6年8月19日月曜から同月20日火曜。  
派遣場所、札幌市。  
派遣議員、議会広報特別委員会委員、4人。  
以上。

●中村議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

### ◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●中村議長 日程第13 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査をすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査をすることに決定しました。

### ◎ 会期中の閉会

●中村議長 日程第14 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。  
御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で終了することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●中村議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●中村議長 これをもって、令和6年第2回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前12時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議長

署名議員

署名議員